

1年保存

基発0928第1号

平成23年9月28日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

平成23年度労働時間適正化キャンペーンの実施について

過重労働による健康障害の防止については、「過重労働による健康障害防止のための総合対策について」（平成18年3月17日付け基発第0317008号）に基づき、また、賃金不払残業の解消については、「賃金不払残業総合対策要綱について」（平成15年5月23日付け基発第0523003号）等に基づき、所要の対策を推進してきたところであるが、本年度においても、長時間労働の抑制等の労働時間の適正化を図るため「平成23年度労働時間適正化キャンペーン実施要領」を別紙のとおり策定し、これら一連の対策の周知・啓発等を集中的に実施することにより、労使が一体となった取組を促すこととしたところである。

については、本実施要領に基づき、キャンペーンの適切な実施に遺憾なきを期されたい。

平成 23 年度労働時間適正化キャンペーン実施要領

1 趣旨

労働時間等の現状をみると、週の労働時間が 60 時間以上の労働者の割合は減少傾向にあるものの平成 22 年には増加に転じ、依然として高い水準で推移するなど未だ長時間労働の実態がみられる。また、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数は平成 22 年度においても 285 件にのぼるなど、過重労働による健康障害も依然多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところである。

これらの問題の解消に向けては、使用者が労働時間を適正に把握した上で、適切な対処を行うことが求められるものであり、また、使用者のみならず、労働者・労働組合、産業保健スタッフ等のすべての関係者の理解を得て、労使が一体となった取組が行われることが重要である。

このため、「過重労働による健康障害防止のための総合対策」（平成 18 年 3 月 17 日付け基発第 0317008 号）及び「賃金不払残業総合対策要綱」（平成 15 年 5 月 23 日付け基発第 0523003 号）等に基づき、所要の対策を推進しているところであるが、平成 23 年度においても、長時間労働の抑制等の労働時間の適正化を図るため「労働時間適正化キャンペーン」（以下「キャンペーン」という。）を設定し、

- (1) 時間外労働協定の適正化等による時間外・休日労働の削減
- (2) 長時間労働者への医師による面接指導等労働者の健康管理に係る措置の徹底
- (3) 労働時間の適正な把握の徹底

を中心に、労使をはじめとする関係者に対して、広く周知・啓発等を行い、その主体的な取組を促進することとする。

2 実施期間

平成 23 年 11 月 1 日（火）から 11 月 30 日（水）まで

3 実施事項

(1) 本省で実施する事項

ア 使用者団体等への協力要請

使用者団体及び労働組合に対し、傘下の企業及び労働組合への長時間労働の抑制等の労働時間の適正化に関する積極的な周知・啓発等の実施についての協力要請を行う。

イ 長時間労働等に関する情報提供の受付

キャンペーンに合わせて新たに開設する、労働基準法等違反の情報を受け付

けるメール窓口（以下、「メール窓口」という。）において、長時間労働等に関し重点的に情報提供を受け付ける。

ウ 周知・啓発の実施

長時間労働や、これに伴う問題の解消を図るため、以下のとおり周知・啓発を行う。

- ・キャンペーンの趣旨等について、記者発表並びに厚生労働省関係広報誌及び厚生労働省ホームページへの掲載
- ・メール窓口について、記者発表し、また厚生労働省ホームページに情報提供受付用バナーを設置
- ・賃金不払残業の是正結果及びその解消のための取組等を示した「平成22年度 賃金不払残業（サービス残業）是正の結果まとめ」を記者発表

エ リーフレットの作成

キャンペーンの趣旨等を周知するためのリーフレットを作成する。

（２）都道府県労働局及び労働基準監督署で実施する事項

ア 使用者団体等への協力要請

都道府県労働局（以下「局」という。）は、主要な使用者団体及び労働組合に対し、傘下の企業及び労働組合において長時間労働の抑制等の労働時間の適正化に向けた取組等が実施されるように、積極的な周知・啓発等の実施についての協力要請を行う。

イ メール窓口の情報に基づく対応

局及び労働基準監督署（以下「署」という。）においては、労働基準法等違反の情報を受け付けるメール窓口に対し、長時間労働等に関する情報提供がなされるので、当該情報を今後の監督指導等に活用する。

ウ 周知・啓発の実施

局及び署は、上記（１）ウの本省の取組を踏まえ、キャンペーンの趣旨等について、記者発表、ホームページ、地方公共団体の広報紙の活用等により、国民一般に対する周知・啓発を行う。

また、集団指導の場等を活用し、長時間労働の抑制等の労働時間の適正化に関する周知・啓発を行う。

エ リーフレットの配布

局及び署は、送付されたリーフレットを使用者団体、労働組合、関係機関等及び集団指導の参加者等に対して配布するなどにより、有効に活用する。

オ 重点監督等の実施

署においては、長時間労働の抑制等の労働時間の適正化を図るための監督指導を実施する。